

青森県報

第二千二百四十二号

平成十五年
十月二十二日
(水曜日)

目 次

告 示

平成十五年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領……………(財政課) ……一

青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) ……二

青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) ……二

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(市興町課) ……二

字区域の変更……………(同) ……三

証紙売りさばき人の指定……………(経 理 課) ……三

公 告……………(文化・スポーツ振興課) ……三

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……三

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同) ……三

青森県立中央病院全身用X線コンピュータ断層撮影装置システム一式に係る一般競争入札……………(健康医療課) ……四

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……五

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……六

出先機関……………(同) ……六

土地改良区の役員の内任……………(西 農 林 地 事 務 所) ……六

告 示

青森県告示第六百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成十五年十月十四日専決処分した平成十五年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領は、次のとおりである。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

平成15年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成15年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,143,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ819,745,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
9	国庫支出金	155,887,488	1,143,437	157,030,925
	3 委託金	1,368,630	1,143,437	2,512,067
	歳入合計	818,602,185	1,143,437	819,745,622
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総務費	33,244,906	1,143,437	34,388,343
	6 選挙費	2,032,844	1,143,437	3,176,281
	歳出合計	818,602,185	1,143,437	819,745,622

青森県告示第六百七十二号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号(青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会の項を削る。

青森県告示第六百七十三号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号(青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会の項を削る。

青森県告示第六百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二十六条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字土屋字鍵懸に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二十六条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九、五〇の七、五〇の二に隣接する公有水面埋立地並びに字鍵懸一七の二、一七の六、四四の地先公有水面埋立地 八、九二〇・〇〇平方メートル

青森県告示第六百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、平賀町長から平賀町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年十月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡平賀町

大字新屋字平野一五四の二から一五四の三まで、一五六の二、一五八、一五九の二から一五九の六まで、一五九の八、一六一、一六二の二から一六二の五まで、一六四一、一六五の二、一三〇一及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部を大字尾崎字稲元に編入する。

青森県告示第六百七十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

上北郡上北町中央南一丁目二二の九四

浜田 繁

二 指定年月日

平成十五年十月二十二日

三 売りさばき場所

上北郡上北町中央南一丁目二二の九四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年十月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こひつじフォーラム事業協議会

三 代表者の氏名

小島 尚己

四 主たる事務所の所在地

青森市虹ヶ丘一丁目六の六

五 定款に記載された目的

この法人は、将来を担う子供達を創造的、独創的な人材として育成するために、読書が与える影響力の大きさを深く認識しながら、家庭、学校、及び、地域における読書環境の整備促進の一環として、フォーラムの開催、絵本の読み聞かせ活動、子育て支援講座の実施等の事業を行い、広く公益に貢献する事を目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

1 平成十六年度刊行『青森県史 資料編 考古3（弥生・古代）』制作業務委託一式

- 2 平成十六年度刊行『青森県史 資料編 中世2 安藤氏他諸家史料』制作業務委託一式
- 3 平成十六年度刊行『青森県史 資料編 近現代4 昭和恐慌から北の要塞へ』制作業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部文化・スポーツ振興課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十五年九月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
一の1から3の制作業務委託について、契約の相手方はそれぞれ次のとおりである。
 - 1 川口印刷工業株式会社
岩手県盛岡市羽場一〇地割一の一
 - 2 川口印刷工業株式会社
岩手県盛岡市羽場一〇地割一の一
 - 3 川口印刷工業株式会社
岩手県盛岡市羽場一〇地割一の一
- 六 契約金額
一の1から3の制作業務委託について、契約金額はそれぞれ次のとおりである。
 - 1 千三百十二万五千円
 - 2 七百十四万円
 - 3 七百八十七万五千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十五年八月十八日

青森県立中央病院全身用X線コンピューター断層撮影装置システム一式に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の調達
 - 1 物品の調達名
全身用X線コンピューター断層撮影装置システム 一式
 - 2 物品の調達内容
入札説明書による。
 - 二 納入期限
平成十六年三月三十一日
 - 三 納入場所
青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）
 - 四 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
 - 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 - 5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 五 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

せ先

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院事務局管理調達課

電話 〇一七・七二六・八三二一

2 入札書の提出期限

平成十五年十二月九日 十四時

3 開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階研修室

平成十五年十二月九日 十四時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百十

二条及び第五百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased : Computed Tomography

System

2 Delivery period : 31 March 2004

3 Time limit for tender : 2:00 p.m. 9

December 2003

4 Contact point for the notice :

Aomori Prefectural Central Hospital

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553 Japan

TEL 017-726-8322

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、火箱沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月二十三日から同年十一月二十日まで

三 縦覧の場所
蟹田町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
中津軽郡岩木町大字一町田字早稲田七七三の四、字早稲田七七三の四先（国有財産）	青森市大字三内字丸山三九三の一八八 コマツ青森株式会社
南津軽郡平賀町大字大坊字竹内二四の三、字竹内二四の三先（国有財産）	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字三笠山一二七の四 石村清光
南津軽郡尾上町大字日沼字高田一三の一	南津軽郡尾上町大字日沼字塚越一の一 有限会社山勝石材
南津軽郡平賀町大字岩館字村元一四の五及び一五の六	南津軽郡平賀町大字岩館字村元一四の一 齋藤幸光
五所川原市大字唐笠柳字藤巻四七二の一及び四七二の三から四七二の一四まで	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五二二の九 有限会社タクモト開発
十和田市元町西五丁目九七の一及び九八の一	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 株式会社薬王堂

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十月二十二日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

役員別の区別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	佐々木 昭二	西津軽郡車力村大字牛瀉字柏山一五	平成二五・九・八

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭